

申立書

日付：2014年10月8日

宛先： 国際協力機構（JICA）
異議申立審査役

申立人氏名： 4名

申立人の連絡先：

申立人はプロジェクト実施主体に氏名が開示されることに合意する。

1. 異議を申し立てる対象の案件

- 国名： ベトナム
- プロジェクト名： ハノイ市都市鉄道建設事業、ナムタンロンーチャンフン
ダオ間（ハノイ地下鉄2号線）
- プロジェクト用地： ハノイ
- プロジェクトの概要： ハノイ地下鉄2号線は10駅（高架駅3駅、地下駅7駅）
で構成され、最終的にはノイバイ空港とハノイ市中心部
を結ぶ。

2. JICA によるガイドライン不遵守の結果として申立人が被った重大な具体的被害または将来被る相当程度の蓋然性がある重大な被害

C6 駅の建設に伴い 5954m² の土地および住宅の完全な立ち退きが必要となり、Thuy Khue 通りの 51 世帯が影響を受ける。

当該住民らは長年にわたって同地区に居住しており、40 年以上前から居住している者もいる。立ち退きにより、当該住民は長きにわたって慣れ親しんできた場所を去り、おそらくは市中心部から遠く離れた新たな場所（Gia Lam 地区、もしくは Thanh Tri 地区、もしくは Ha Dong 地区）に転居することなど、多大な困難を被ることとなる。また、職場、子供の通学、現住所にて事業を営んでいる者の事業など、当該住民の日常生活にも混乱が生じる。

もう一つの大きな問題が補償である。プロジェクトの影響を受ける世帯に適用される補償金に関する命令 51/2012QD-UBND に従い、Tay Ho 地区の補償金額は、場所に依りて 1 平米当たり 20.4 百万ドン～52.8 百万ドン（1 平米当たり 900 ドル～2500 ドルに相当）の範囲であり、現在の市場価格の約 4 分の 1 である。これは極めて安価であり、コミュニティに多大な損失をもたらす。

3. 申立人が考える JICA によるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実

ビジョンー包括的かつ動的な開発

「包括的な開発」とは、あらゆる利害関係者ならびにプロジェクトの影響を受けるすべての人々が各自の直面している開発問題を認識し、そうした問題への対処に参加し、そうした取り組みの成果を享受するように促す開発のアプローチを表している。このプロセスを効果的に支えていくことが、新 JICA の役割である。

4. JICA によるガイドライン不遵守と被害の因果関係

Thuy Khue 通りのコミュニティが地下鉄 2 号線プロジェクトのプロセスに最初から参画する機会を得ていれば、プロジェクトの影響を受ける人々や都市開発にもたらされる無用な被害を回避できる建設的な方法が得られていた可能性がある。

5. 申立人が期待する解決策

申立人の推奨する選択肢 (添付書類 8 を参照) を JICA が受け入れることを要望する。なぜなら、この選択肢についてはトンネル線形に関する決定 2297/QD-UBND が出されたということがゼネラルコンサルタントによる唯一の反対理由であった (Thuy Khue 通りのコミュニティへの事前の情報提供はなく、コミュニティが懸念事項の提起やフィードバックの提供を行う機会は無かった) ためである。JICA が申立人の推奨する選択肢をゼネラルコンサルタントおよび申立人側の技術コンサルタントと再検討し、同選択肢の方がはるかに優れていることを確認することを要望する。すべての当事者の合意が得られれば、C6 駅の配置変更の決定を求める要望書を提出する。

6. プロジェクト実施主体との協議の事実

添付文書を順番に従ってご参照のこと：添付書類 3、4、6、7、8

7. JICA 事業部門との協議の事実

申立人から JICA に宛てた書状 (添付書類 5) を参照のこと。ちなみに、同書状に対する返信は届いていない。